「様式２号」

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　番　　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　月　日

　農林水産省農産局長　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〇〇県（都道府）学校給食会代表者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　又は

〇〇県（都道府）知事

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〇〇市（区町村）長

〇〇国立大学法人の長

〇〇学校法人等の長

食事提供団体の長

食材提供団体の長

学校等・食事提供団体・食材提供団体における政府備蓄米交付申請書（無償交付・有償交付）

学校給食用等政府備蓄米交付要領（平成21年５月20日付け21総食第47号総合食料局長通知。以下「要領」という。）第７の１の(1)の規定に基づき、学校等並びに食事提供団体及び食材提供団体における政府備蓄米を使用したいので、下記のとおり交付申請します。

また、別紙２の「政府備蓄米交付申請及び使用報告に係る個人情報の取扱いについて」に同意するとともに、（注１）政府備蓄米の交付を受けた場合は、これを転売し、又は貸し付けないこと、農林水産省農産局長の指示又は承認がない限りこれを学校等・食事提供団体・食材提供団体におけるそれぞれの用途以外に使用しないこと、及び要領のその他の規定を遵守することを誓約します。

記

１　交付申請数量　　玄米〇〇キログラム又は精米〇〇キログラム

２　添付書類

（１）無償交付申請

①用途（様式２号－別紙１）

②学校等・食事提供団体・食材提供団体における備蓄制度の理解促進を図るための項目（「わが国の主食である米の安定供給の重要性」「米穀の備蓄制度の内容」「学校給食用等並びに食事提供団体及び食材提供団体における食育用として使用する米穀に政府備蓄米が使用されていること」「低温保管等により政府備蓄米が高品質に保たれていること」「米は主食用だけでなく、米粉パン等の他に様々な食品の原料となっていること」等）、具体的方法及びその使用計画

③学校等における食育用として使用する場合には、当該学校等において、交付申請数量が使用する数量全量の範囲内であることが分かる書類（様式２号－別紙２）

④食事提供団体における食育用として使用する場合には、当該食事提供団体において、食育の取組として、食事の提供を行う場所で、こどもにごはん食の魅力などを伝える食育の活動に使用し、交付申請数量が使用する数量全量の範囲内であることが分かる書類（様式２号－別紙４－①）

⑤食材提供団体における食育用として使用する場合には、当該食材提供団体において、食材の提供を直接受ける子育て家庭に対して、家庭内でこどもにごはん食の魅力などを伝える食育の活動に使用し、交付申請数量が配付する数量全量の範囲内であることが分かる書類（様式２号－別紙４－②）

⑥学校等給食用として使用しようとする場合には、都道府県又は市区町村の教育委員会、都道府県若しくは市区町村の所管部署、国立大学法人、学校法人等（以下「教育委員会等」と総称する。）が、当該申請校について、当該年度における米飯給食実施回数を前年度（前回の交付年度における米飯給食実施回数が前年度のそれを上回っている場合は、前者の実施回数）よりも増加させる見込みであり、かつ、当該申請校における交付申請数量が増加させる米飯給食の実施回数分の米穀使用量の全量以下であることについてあらかじめ確認を行った書類（様式２号－別紙５）

⑦調理実習等学習教材用、試食会用として使用しようとする場合には、当該交付申請校において、調理実習等学習教材用は米飯に対する理解の増進を図ることを目的に使用し、交付申請数量が使用する数量全量の範囲内であることについて教育委員会等が、あらかじめ確認を行った書類（様式２号－別紙６）

（２）有償交付申請

①申請数量根拠（様式２号－別紙３）

②学校等ごとの備蓄制度の理解促進を図るための項目（「学校給食等用として使用する米粉パン等に政府備蓄米が使用されていること」「米は主食用だけでなく、米粉パン等の他に様々な食品の原料となっていること」等）、具体的方法及びその使用計画

③教育委員会等が、当該申請校について、交付年度の前年度に、交付申請数量が要領第４の１の(1)に基づき政府備蓄米の交付を受け、かつ、それを原材料として製造される米粉パン等を学校給食用として使用した実績があり、交付申請数量が無償交付を受けた数量の範囲内であることについてあらかじめ確認を行った書類（様式２号－別紙７）

（注）１．食事提供団体及び食材提供団体にあっては、下線部分を記載する。

２．地方自治法第252条17の２に規定する特例を受けている市町村にあっては、その特例を受ける条例の写しを併せて添付する。

「様式２号－別紙４－①」

食事提供団体政府備蓄米使用計画書

１．食事提供団体に関する事項

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ①団体の名称及び団体の長の氏名※「様式２号」の申請者名と同じ名称を記入して下さい。 | 団体の名称 | これまでの交付決定の有・無 | 有・無 |
| 団体の長の氏名 | 申請団体番号（　　　　　　　　　　） |
| ②団体の所在地等 | 〒　住所：ＴＥＬ： |
| ③配送先住所（宛名、住所、電話番号）※交付決定後は変更できません。 | [ ]  同上（②と同じ）宛名：〒住所：ＴＥＬ： |
| ④交付要領第７の１の（4）又は（5）に基づき申請を行う場合のみ記入してください。 | 活動する地域名：※交付要領第７の１の(4)に基づき、活動する地域ごとに申請を行う場合のみ記載してください。 |
| ※交付要領第７の１の(5)に基づき申請を行う場合のみ記載してください。交付要領第７の１の(5)に基づき申請を行う理由： |
| ⑤団体種別※いずれか一つに✓を入れてください。 | [ ] 　公益法人（公益社団法人又は公益財団法人）[ ] 　ＮＰＯ法人（特定非営利活動法人)[ ] 　一般法人(一般社団法人又は一般財団法人)[ ] 　その他の法人（ボランティア団体等非営利かつ公益に資する活動を行う法人）[ ] 　任意団体 |
| ⑥事務担当者の連絡先※交付決定や配送の連絡を行うため、問い合わせ可能な連絡先を記入して下さい。 | 事務担当者名：ＴＥＬ：メールアドレス： |

（注）１．「③配送先住所」の欄については、「②団体の所在地等」に記載した住所と異なる場合に記入してください。

２．申請団体番号の欄については、これまでに政府備蓄米の交付を受けた際の様式３号「政府備蓄米交付決定書」に記載がある場合、転記してください。

３．既に政府備蓄米の無償交付を受けている場合、当該政府備蓄米が全て使用され、その報告内容が適正であることが確認される必要があります。また、交付された政府備蓄米の使用が終了してから１年以上報告が行われなかった場合は、新規の交付申請を受け付けることができない場合があります。

２．公的機関及び他団体等との関わり

|  |  |
| --- | --- |
| ①公的機関からの支援、連携等の内容（国、都道府県、市町村やその出先機関、関連施設、公立学校、公立病院等）※該当する箇所に✓を入れてください。 | 　[ ] 　食事提供に関する運営や周知に係る協力を受けている。（例：開催周知、食材調達、人材確保など）　[ ] 　市町村等のこども食堂ネットワークに加入している又はこども食堂マップ等に記載されている。　[ ] 　子育て家庭への支援活動に関する委託事業又は補助事業を実施している。（申請時現在、すでに受託している事業の名称を記載してください。）事業名：　　　　[ ] 　その他（内容を具体的に記載）    |
| ※上記に記載した関わりのある公的機関（市区町村等）の名称、担当部署名、連絡先 |
| ②その他団体からの支援、連携等の内容（社会福祉法人、支援団体、民間企業等）※該当する箇所に✓を入れてください。 | [ ] 　食事提供に関する運営や周知に係る協力を受けている。（例：開催周知、食材調達、人材確保など）　[ ] 　社会福祉協議会や支援団体のこども食堂ネットワークに加入している、又はこども食堂マップに記載されている。　[ ] 　子育て家庭への支援活動に関する委託事業又は補助事業を実施している。（申請時現在、既に実施している事業の名称を記載してください）事業名：   　[ ] 　その他（内容を具体的に記載）    |
| ※上記に記載した関わりのある他団体の名称、担当係名、連絡先 |

３．食事提供団体において、政府備蓄米を使用し、食事提供を行う際の計画を作成してください。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ①こども１人１食当たりに使用する数量（ｇ/人・食）（参考）・こども１人の１食当たりの精米数量（65～110ｇ） | ②開催１回当たりに提供するこどもの人数（人/回） | ③提供の回数（回） | ④申請数量（①×②×③）（kg）（注）申請数量は、30㎏（配送単位）の倍数とし、上限は120㎏とする。 |
| 　　　 g | 　　　　人 | 　　　　　回 | 精米　　　　　㎏　玄米　　　　　㎏　 |
| ⑤開催場所及び参加予定者のこどもの情報１　食事提供の開催場所及びその所在地： （例　〇〇公民館 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地　建物名）※複数の場合は全て記載してください。２　提供期間： （例　〇年〇月～〇月）３　参加予定者（人数）：　　 　　　　こども　　　　人（提供対象：こども（０～１８歳）） |

　（注）１. ①の欄は、こども１人の１食当たりの数量（65～110ｇの範囲の数値）を記入してください。

２. ②の欄は、政府備蓄米の提供予定のこどもの実数を記入してください。

　　　　３. ③の欄は、本交付申請により交付される政府備蓄米の提供予定回数（こども食堂等の開催予定回数）を記入してください。

４. ⑤の欄は、食事提供を行う実際の開催場所、提供期間、参加予定者を記入してください。

５. 交付要領第７の１の(5)に基づき、申請を行う場合は、①から⑤までの記載欄を追加して、実際の提供方法にあわせて記載してください。

４. 添付資料として、以下の(1)から(3)までの資料を必ず提出して下さい。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| （1）団体の体制が分かるもの | スタッフ名簿 | 食事提供を行うスタッフの役割・氏名が分かるものを提出してください。なお、本要領第７の１の（4）に基づき、申請を行う場合、申請する地域のスタッフの役割・氏名が分かるもの、第７の１の（5）に基づき申請を行う場合、実際に配布する全てのスタッフの役割・氏名が分かるものを提出してください。 |
| （2）活動の状況が分かるもの | ①食事の提供を行う部屋の写真 | 食事（弁当配布含む）提供場所が分かる全ての提供場所の写真を提出してください。 |
| ②食事提供の開催についての開催案内 | 直近の食事提供の開催を周知しているチラシ、ＳＮＳ、ホームページ、ポスター、広報誌等を提出してください。 |
| ③食育の取組内容が分かるもの | 食事提供する際、食育の取組として使用する「ごはん食の魅力を伝える」、「ごはんの重要性」などごはん食を推進することを目的としたチラシやパンフレットなどを提出してください。 |
| （3）誓約書 | 様式２号－別紙４―１―① | 内容をよくご確認いただき、提出してください。なお、署名は不要です。 |
| （別添）食事提供団体の食育用使用に係る自己申告書 | 申告事項をよく確認し、該当する箇所にチェックをして提出してください。 |

５. 添付を省略する書類

下記に掲げる書類については、添付を省略できる場合に該当する場合は、添付を省略することが可能です。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 添付を省略できる書類 | 添付を省略できる場合 | 省略（省略する場合は、✓） | 過去の交付年月日または申請団体番号 |
| (1)団体の体制が分かるものスタッフ名簿 | 過去に本要領に基づく無償交付を受けたことがあり、内容に変更がない場合 |[ ]  年 月　　日（　　　　　　　　） |
| (2)活動の状況が分かるもの | ①食事の提供を行う部屋の写真 | 今年度、本要領に基づく無償交付を受け、その使用報告書が適正に報告されており、申請時にその内容に変更がない場合 |[ ]  年 月　　日（　　　　　　　　） |
|  | ②食事提供の開催についての開催案内 |  |[ ]  年 月　　日（　　　　　　　　） |
|  | ③食育の取組の内容が分かるもの |  |[ ]  年 月　　日（　　　　　　　　） |

（注）過去の交付年月日は、直近で当該資料を添付し交付申請を行った際の交付年月日を記載してください。また、申請団体番号は、これまでに政府備蓄米の交付を受けた際の様式３号「政府備蓄米交付決定書」に記載がある場合、転記してください

「様式２号－別紙４－１－①」

 農林水産省農産局長　殿

誓約書

（食事提供団体における食育用）

　私は、食事提供団体において使用するために無償交付を受けた政府備蓄米について、その全てを食育用として使用することとし、他の用途に使用しないこと並びに当該政府備蓄米を受領した日から３日以内に、当該政府備蓄米に問題がないことを確認し、かつ、当該政府備蓄米に問題があった場合には農林水産省及び受託事業体に連絡すること、加えて、別添の自己申告書の内容に相違ないことを誓約します。

また、貴職が学校給食用等政府備蓄米交付要領（平成21年５月20日付け21総食第47号農林水産省総合食料局長通知）第11の１に基づく調査を行った場合又は同要領第11の１に基づく報告を求めた場合には、これに協力することを誓約します。

万一、この誓約書に反した場合には、同要領第３の２に基づき交付対象者から除外される可能性があること及び同要領第10の３に基づく措置が講じられる可能性があることに異存がないことを申し添えます。

（別添）

　食事提供団体の食育用使用に係る自己申告書

|  |  |
| --- | --- |
| 申　　告　　事　　項  |  チェック[x]  |
|  １．以下の(a)又は(b)に該当する団体である。(a) こども食堂（地域のボランティアがこどもたちに対して無料又は安価で栄養がある食事や子どもに共食の機会を提供する取組を行う団体）(b) フードバンク（食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年法律第19号）第19条第１項に定める活動を行う団体）  | [ ]  |
|  ２．食事提供団体で政府備蓄米を調理し、提供できる。（弁当を配付する場合を含む。） |[ ]
|  ３．参加したこどもたちにごはん食の重要性などについて、対面で伝えることができる。  |[ ]
|  ４．食事提供団体における衛生管理について、厚生労働省が示す衛生管理のポイント等に基づき、しっかり取り組んでいる。 |[ ]
|  ５．政府備蓄米について、食事提供団体における食育用以外の用途に使用しない。 | [ ]  |
|  ６．政府備蓄米について、これを転売又は貸し付けを行わない。 |[ ]
|  ７．政府備蓄米の取扱いにおいて、食育用以外の用途に使用するなど違反した場合、違反した数量に見合う徴収金及び加算金が徴収されることに異存がない。 |[ ]
| ８. 反社会的勢力及び反社会的勢力と密接な関係にあるものではない。 |[ ]
|  ９. 食事提供団体の運営に関し、これまで法令等に違反する等の不正行為を行っていない。  |[ ]